

8. フォークリフト

[問合せ、質問はイエローページを参照]

<一般事項>

- フォークリフトを運転するためには、フォークリフト運転技能講習修了の資格が必要です。

フォークリフト運転規則

- フォークリフトの運転は、フォークリフト運転技能講習修了証を所持している人が行って下さい。但し、センター職員（共同研究者を含む）以外の方が運転する時は、センター職員が立ち会います。
- 実験準備に関わる緊急時及び特別な事由以外は、21 時～翌 9 時の間の使用、及び休日の使用は禁止します。
- 上述の事項に関して不都合がある場合は、事前にフォークリフト担当者(イエローページ参照)に相談し、その指示に従って下さい。
- フォークリフト自体に異常個所があれば、フォークリフト担当者に速やかに連絡し、その指示に従って下さい。
- フォークリフトの運転・使用に関しての疑問や要望があれば、安全衛生管理室に相談し、その指示に従って下さい。

【参考】労働安全衛生法

第 61 条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者または都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う当該業務に係る技能講習を終了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。